

(書式 1 - 4 - 6)

遺産分割の方法を指定する遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

遺言者は、遺言者の遺産の分割協議において次のとおり分割するよう、分割の方法を指定する。

第 1 条 次の土地、建物は、妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）が取得する。

1 土地

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目

地 番 〇〇番地

地 目 宅地

地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

2 建物

所在地番 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地

家屋番号 〇〇番

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺二階建

床面積 一階 〇〇・〇〇平方メートル

二階 〇〇・〇〇平方メートル

第 2 条 次の土地は、長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）及び二男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）が各半分の老の割合で取得する。

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目

地 番 ○○番地
地 目 宅地
地 積 ○○○・○○平方メートル

第3条 預貯金のすべては、妻○○○○及び長女○○○○（昭和○○年○○月○○生）が各々分の老の割合で取得する。

平成○○年○○月○○日



○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

遺言者 ○ ○ ○ ○ 印

解説

共同相続人の遺産分割協議が円滑に行われることを目的とする遺言で、具体的な権利帰属の効力は、遺産分割協議の成立により発生する。分割協議の手続を経ないで、遺言が効力を生ずるとともに特定の遺産を特定の相続人に当然に承継させたいときは、(書式1-1-1)のように「相続させる」という遺言をするのが相当である。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所